

2024.7

あきた県民会議

Joho

No 254

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

不当要求防止責任者講習制度について説明します。暴力団は資金獲得活動を根強く行っています。民事問題などに介入して、不当な利益を獲得する活動を活発に行なながら活動範囲と対象を拡大しています。暴力団の不当な要求による被害を防止するためには、活動実態や不当要求手口等を知り、その対応方法を習得しておく必要があります。暴力団対策法では、責任者を選任することが事業者としての努力義務であり、この援助の一環として不当要求防止責任者講習制度があります。必死の相手に対抗するには事前準備、知識が必要です。

## 不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

### ◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

2 暴力団排除等の推進～公共部門における暴力団排除 ※前回253号からの続きになります。

#### (1) 公共事業等からの暴力団排除条

イ 地方自治体における取組み

##### (ア) 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備

しています。全都道府県において平成28年までに全ての公共事業を対象とした暴力団排除条項の整備が完了しています。

##### (イ) 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

##### (2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

### 【事例】

#### ○ 解体工事業者登録からの暴力団排除(令和5年4月、北海道)

道からの照会に基づき、解体工事業の登録申請業者について調査したところ、同登録申請業者の代表者が元六代目山口組傘下組織組長であることが判明した。令和5年4月、警察からの回答を受けた道が、同登録申請業者の登録を拒否した。

#### (3) その他の公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組みを進めている。

### 【事例】

#### ○ 生活保護からの暴力団排除(令和5年9月、千葉)

市からの照会に基づき、生活保護申請者について調査したところ、同申請者が稻川会傘下組織組員であることが判明、警察からの回答を受けた市が、同申請者の申請を却下した。